合志市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年5月10日(月)午後1時28分から午後2時34分
- 2. 開催場所 合志市役所 防災センター棟 避難所①
- 3. 出席委員(12人)

会 長 14番 福 嶋 求仁子 会長職務代理者 1番 大 薮 真裕美 委員 2番 吉川 幸人 " 3番 工 藤 信 夫 4番 中 嶋 サツ子 " " 7番 吉 岡 近 8番 平 野 昭 代 " 降 吉 9番 峯 " 10番 嶋 田 昭 一 " 11番 荒 木 安 孝 " 12番 平 山 洋 生 " " 13番 村 上 裕 宣

4. 欠席委員(1人)

委員 5番衛藤彰一

- 5. 議事日程
 - (1)議事録署名者
 - (2)農家調査及び現地調査員
 - (3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につ

いて

第6号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂 上 範 行 次長 竹 田 直 広 主幹 秋 吉 秀 美 **○事務局長** それでは、定刻前ではございますけれども、皆さんおそろいになられましたので、ただいまより令和3年5月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、福嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

〇会長(福嶋求仁子君) 皆さんこんにちは。

コロナがなかなか収束してくれませんし、また来週から合志市のほうもワクチンを打つということになってくるかと思いますが、皆さん無事65歳以上の皆様方は、予約ができましたでしょうか。早くワクチンのほうが、若い方も含めて皆さんがワクチンを打たれることが済んで、平和なときがまた戻ってくるように祈りたいと思っております。

本日の総会になりますが、コロナ禍の中で活動することがなかなか難しいという 状況ではございますが、皆様の地元でぜひともいろいろな相談があったときには、 積極的に乗っていただきたいと思います。

また前回、研修会を開かせていただきましたけれども、そのときの澤畑先生の講習のあとに皆さんのところに冊子がまわっていたかと思います。この冊子が澤畑先生の講習を受けたあとにさらに一歩進んだ中身になっておりますので、もし時間がありましたら一読いただければと思っております。

それでは、本日も総会のほうをよろしくお願いいたします。

〇事務局長 ありがとうございました。

それでは、本日の総会の成立につきましてご報告いたします

本日は農業委員さん13名中、5番、衛藤委員さんから欠席の連絡が入っておりまして、委員13名中12名の出席でございます。よって、過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたます。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

(1)議事録署名者

○議長(福嶋求仁子君) それでは、議事録署名者につきましては、1番の大薮委員、 13番の村上委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

(2)農家調査及び現地調査員

○議長(福嶋求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、3番の工藤委員、 7番の吉岡委員、8番の平野委員、11番の荒木委員、13番の村上委員、以上5名の 委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3)議案

○議長(福嶋求仁子君) それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、賃借権設定につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページ、塩浸川南側、小合志橋付近の図面斜線部分が申請地です。

2ページをお開けください。県道大津植木線北側中央斜線部分が申請地です。 3ページが小合志橋付近の申請地です。次の4ページが御代志亀甲の申請地写真です。 5ページが保有機械の写真です。

次に6ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当し

ません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、今後は、水稲とキウイを作付けする予定であり、 周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。 よろしくお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

O11番(荒木安孝君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。 4月28日、私と髙村推進委員さんと事務局とで現地調査を行いました。今回の申 請理由は、規模拡大のための売却です。今後は水稲とキウイを作付けされるという ことです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん 方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承 認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、 原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2 につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書2ページです。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙7ページの図面斜線部分が申請地です。 次の8ページ、県道熊本菊鹿本線沿いの農地です。

次に9ページ、10ページをお開きください。耕作地の現況写真です。11ページから13ページが保有されている農業機械の写真です。

次に14ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より今回の申請地すべてを親族である譲渡人の代わりに耕作されており、今後も同様に水稲、大豆、ニンニクなどを作付けされる予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしくお願いします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番(工藤信夫君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。 4月28日、私と鍬本推進委員さんと事務局とで現地調査を行いました。

今回の申請の理由は贈与です。申請地は申請人の親族名ではありますが、長年に わたり農地の耕作や保全など申請人が管理しており、今後も同様に管理をされ、水 稲・大豆・ニンニクを作付けされるということです。特に問題はないと思います。 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご質問がある場合は挙手をお願いいたします。よろしいですか。そのほか皆さん方、特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、 原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1 につきまして、事務局に説明を求めます。

〇事務局 続けて、議案書3ページです。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、新規就農でございます。

申請人は、高校の教諭として勤務時より家庭菜園にたずさわれており農業高校校 長を経て退職後、新規就農支援センター等で技術の習得をされております。 続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙15ページをご覧ください。

図面中央斜線部分が福原地区の申請地です。出分の堤横の農地です。

次に16・17ページをお開きください。竹迫地区の申請地です。県道熊本大津線をはさみ2カ所になります。18・19ページは現地写真です。次の20・21ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に22ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、それぞれの畑の現況にあわせて野菜から果樹など を作付け予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしくお願いします。

- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- **〇7番(吉岡 近君)** それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

4月28日に私と村田推進委員と事務局で、福原地区を衛藤委員、宮嵜推進委員が 竹迫地区の2件の現地調査をいたしました。

今回の申請の理由は新規就農のための賃借契約です。申請人は、元は高校の教諭、 農業高校校長経験者で、退職後に県の新規就農支援センターで農業技術を学ばれて います。今後はそれぞれの畑の状態にあわせて、キクイモ・サトイモ類・ブルーベ リー・イチジクなどの果樹類を作付けされるということです。特に問題はないと思 います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、承 認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、 原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号2 につきまして、事務局に説明を求めます。

〇事務局 続けて、議案書3ページです。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙23ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。国道387号線南側の農地です。

次に24ページをお開きください。上の写真が耕作地の現況写真です。25・26ページは、保有されている農業機械の写真です。コンバインは小合志地区での共有機械になります。

次に27ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当

しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、水稲を作付け予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしくお願いします。

- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- O11番(荒木安孝君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。 4月28日、私と髙村推進委員と事務局での現地調査を行いました。

今回の申請の理由は規模拡大です。申請人は自作地のみの耕作でしたが、貸人により強く耕作を依頼されました。農地の管理も丁寧に整備しておられ、特に問題はないと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号2について、承 認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号2は、 原案のとおり可決されました。 続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してある とおりです。

転用理由は牛舎及び附帯施設への転用です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地です。後川辺区の東側、菊池市営泗水グラウンドの南側に位置する農地です。

次の30ページが申請地の現況です。

次の31ページが配置図です。

申請者は酪農業を行う法人で、事業の拡大・業務の効率化を図ることを目的として、牛舎・撹拌(かくはん) 堆肥舎・飼料庫及びバンカーサイロを新築するものです。 申請地の西側も申請者所有の牛舎です。

32ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

- (2) の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書・融資証明書及び補助金の交付決定通知の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。
- 3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等 も添付されており、令和3年6月1日より事業に着手し、令和4年3月末日までに 竣工の予定であり問題ないと思われます。
- 6の計画面積の妥当性については、牛舎及び附帯施設の配置及び規模に不合理な 点は見当たらず問題ないものと思われます。
- 8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。
- 9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出を菊池保健所に提出し、受理済であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

O13番(村上裕宣君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年4月28日の午後、私と林推進委員と農業委員会の職員とで現地調査を行い、申請代理人により内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、 事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が牛舎及び附帯施設として農地を転用するものでございます。申請地は農振農用地ですが、農業用施設用地に指定されており、その用途に従って牛舎及び附帯施設に転用するので、何ら問題はないかと思います。

よろしく審議をお願いします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、嶋田委員、お願いいたします。

- O10番(嶋田昭一君) 転用に関しては何ら問題ありませんけれども、1万㎡を若干超える農地面積のうち、その一部約200㎡だけを計画地から外して農地として残してあるのは何か理由があるんでしょうか。1万㎡を超えているときは転用する時期が伸びてくるのでしょうか、ちょっとそこらへんがわからないのでよろしくお願いします。
- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局から説明をお願いいたします。
- **〇事務局長** お答えいたします。

3筆あるうちの1筆が220㎡農地として残す形での転用申請となっております。 場所につきましては、31ページの配置図を見ていただきますと、この図面の右下の ほうに点線囲みの長細い長方形の部分があるかと思います。欄外に農地として残す 部分220㎡と書いてあります。この220㎡を除いたところで農地転用の許可申請を行 われているわけです。理由としましては、牛舎及び付帯施設の設置に必要最低限の 面積についてのみ申請を行っているためということでございました。

許可までの所要期間につきましては、転用規模が1万㎡を超えていようが、超えていまいが変わりはありません。

以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 嶋田委員、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

その他、皆さん方で質問はございませんか。質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。 第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承 認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、 原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきま して上程いたします。

所有権移転、番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議 案書に記載してあるとおりです。

転用目的は宅地分譲地への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の35ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地

で、県道大津植木線の北側、合生住宅の南西側に位置する農地です。申請地横の点 線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転 用許可の必要がない山林及び里道の部分です。

次の36ページが申請地の現況です。

次の37ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落 内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、宅地分譲地17区画を整備し販 売する計画です。

38ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の39ページでお示ししておりますとおり、約2.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可要件を満たしているということになります。

(2) の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明及び融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年12月20日までに造成工事完了の予定であり問題ないものと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けて の準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する山林701㎡及び里道1 56㎡を含めた総事業面積4,609㎡の計画で問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見 当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅17棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に4月22日付けで提出済であり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

〇11番(荒木安孝君) それでは現地調査につきましてご報告をいたします。

令和3年4月28日午前、私と髙村推進委員さんと農業委員会事務局職員で現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が住宅分譲の17区画として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないかと思います。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

〇議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採 決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1 について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましても転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権 移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議 案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の41ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、下群区の西側に位置する農地です。申請地南側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の42ページが申請地の現況です。

次の43ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、 平屋建て住宅1棟を整備する計画です。

44ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の45ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2) の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等 も添付されており、令和3年6月10日より事業に着手し、令和4年4月末日までに 竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けて

の準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に4月20日付けで提出済であり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員に現地調査の結果 及び補足説明をお願いいたします。

○8番(平野昭代君) それでは現地調査につきまして報告いたします。

令和3年4月28日の午後、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理 人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。

申請地は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため何ら問題はないかと思います。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長(福嶋**求仁子君**) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2 について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、 番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

〇事務局 それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて説明いたします。

7ページをお開きください。

令和3年第5回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。利用権設定10年の田が2,994m、畑は2,061mでしたので合計5,055mでございます。5年の田が28,691m、畑は18,170mでしたので合計46,861mございます。

今回の田の小計は31,685㎡、畑の小計は20,231㎡でしたので合計51,916㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は139,358㎡、畑の小計は244,515㎡で合計383,873㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は11,176㎡、畑の小計は18,090㎡で合計29,266㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の8から10ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、10ページ下段の農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、1件、3,995㎡でございます。

内契約が無い件数、1件、3,995㎡でございます。

なお、こちらの内契約が無い農地については地主さんで適正に管理されるとのことです。

これで説明を終わります。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見やご質疑はござい ませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採 決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認 することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価(案)につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 11ページをお開き願います。

併せまして、別添資料の表紙の左上に別紙様式2と記載してある資料をご覧ください。

これは、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農地利用の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動の点検・評価について、国が示した様式に基づいて、地域の農業者の意見を反映し作成の上、公表することが求められていることにより議案として上程をいたしているところです。今月の総会では、まず市ホームページ上で市内の農業者の方々に意見募集を行うため、案の資料についてご審議いただき、そ

の後約1カ月間市ホームページ上で市内の農業者の方々へ意見募集を行い、来月の総会で、寄せられた意見を反映させた点検・評価をご審議いただくという流れになります。

資料の中身を簡単に説明いたしますと、1ページ目が農地面積、農家数、農業者数、農業委員・推進委員の状況についての記載となっております。

2ページ目が担い手への農地の利用集積・集約化についてとなっており、令和元年度末の農地集積面積は1,355haが、1年後の令和2年度末時点では集積面積が1,367haで、令和2年度1年間で12haの集積面積の増という結果となっております。

次の3ページが新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についての項目となっております。

4ページは遊休農地に関することで、令和2年11月現在の合志市内の遊休農地面積は12.0haという結果になっております。

5ページは違反転用について、6ページ、7ページは農地法等の事務の執行状況、 最後の8ページの地域農業者等からの要望・意見はあっておりません。事務の実施 状況の公表等についてはご覧のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局等からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第5号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)につきまして、原案のとおり可決されました。

第6号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)につきま

して上程いたします。

事務局に説明を求めます。

〇事務局 12ページをお開き願います。

併せまして、別添資料の表紙の左上に別紙様式1と記載してある資料をご覧ください。

こちらにつきましても、先ほどの第5号議案と同じく、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づきご審議いただくものです。

活動計画につきましても本日ご承認いただきました内容でホームページ上で市内 の農業者の方々へ意見募集を行い、来月の総会で、寄せられた意見を反映させた活 動計画をご審議いただくという流れになります。

資料の中身を簡単に説明いたしますと、1ページが農地面積、農家数、農業者数、 農業委員・推進委員の状況についての記載となっております。

2ページ目が担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についての項目となっております。

3ページは遊休農地に関すること及び違反転用についてとなっております。 事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。記載内容の案につきまして、特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

〇議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決 をいたします。

第6号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)について、 承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案) については、原案のとおり可決されました。

それでは職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者(大薮真裕美君) 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第 6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に一括で説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。13ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用 5 条届出につきましては、議案書の13ページから 14ページに記載しておりますとおり、所有権移転 4 件と使用貸借権設定 1 件の合計 5 件の届出があっております。

続けて、場所を説明します。15ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠網目部分が所有権移転番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の西側約350mに位置する農地で、住宅建築のための宅地への転用です。

次の16ページが所有権移転番号2の届出地です。合志市須屋浄化センターの南西約170mに位置する農地で駐車場への転用です。

次の17ページが所有権移転番号3の届出地です。新須屋駅の西側に位置する農地 2筆で宅地分譲地への転用です。

次の18ページが所有権移転番号4の届出地です。西合志南小学校の北側に位置する農地で、住宅敷地の拡張のための転用です。

次の19ページが使用貸借権設定番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の西側約330mに位置する農地で店舗建設のための賃借権設定です。

事務局からは以上でございます。

〇会長職務代理者(大薮真裕美君) ありがとうございました。

ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地 の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何かご質疑等はござい ませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

〇会長職務代理者(大薮真裕美君) ご質問、ご意見もないようでございますので、第

1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

会長に議長を交代いたします。

(4) 閉会

○議長(福嶋求仁子君) それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきまして ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年5月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

-----閉 会 午後2時34分